

従事者認定証変更届出について（経過措置）

（※東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課に内容確認の上、東京都福祉保健財団が作成）

従事者認定後、認定を受けた事項について変更が生じた場合は、遅滞なく、変更を届け出る必要があります。

①変更届出が必要な事項

氏名

②提出書類

ア 提出書類一覧

イ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）変更届出書（第6号様式）

ウ 添付書類

○戸籍謄本または戸籍抄本（原本）（3ヵ月以内に発行されたもので、変更前と変更後の氏名が確認できるもの）

○従事者認定証（複数の従事者認定証をお持ちの方は、すべての原本を返納してください。後日、変更内容を反映した新しい従事者認定証を交付します）

○返信用封筒（角2）（120円切手添付、住所・送付先名称記載）

③届出（送付）先

公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 たん吸引担当

提出書類一覧

経・変更

認定特定行為業務従事者認定証 変更届出 (経過措置)

●届出者氏名(介護職員等)及び所属事業所名等

申請者氏名	介護 花子		
認定証登録番号	(複数の認定特定行為業務従事者認定証を変更する場合は、認定証登録番号を記載してください) 132000000		
事業所名	訪問介護 みやこ	担当者名	都 太郎
連絡先 電話番号	(本届出に関して問合せ等がある場合の連絡先の電話番号を記載してください) 03-0000-0000		

※ 確認欄(提出者)に、○を付してください。

	書類名	様式	確認欄		備考
			提出者	都	
1	提出書類一覧	本用紙	○		
2	認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書	6号	○		
3	戸籍謄本または戸籍抄本(原本)(3ヵ月以内に発行されたもの)	/	○		
4	従事者認定証(複数の従事者認定証をお持ちの方は、すべての原本を返納してください。後日、変更内容を反映した新しい従事者認定証を交付します)	/	○		
5	返信用封筒(角2)(120円切手添付、住所・送付先名称記載)	/	○		

平成26年1月1日

東京都知事 殿

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）
変更届出書

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条に定める認定特定行為業務従事者（経過措置）の認定を受けた内容について、下記のとおり変更が生じたため届け出ます。

認定証登録番号	1	3	2	0	0	0	0	0	0
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

申請者	フリガナ	カイゴ ハナコ	性別	生年月日
	氏名	介護 花子 	女	大  平50年1月1日
	住所	〒 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1		
	電話番号	090-0000-0000		

	変更前	変更後
フリガナ	ハウモン ハナコ	カイゴ ハナコ
氏名	訪問 花子	介護 花子

<添付書類>

- 変更後の戸籍謄本又は戸籍抄本
- 東京都たんの吸引等認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）を添付してください。

よくある質問

	Q	A
1	従事者認定後、別の研修を修了した場合、どのような手続きが必要ですか。	下記「認定特定行為業務従事者が研修を修了した場合、必要な申請について」を御参照ください。

＜認定特定行為業務従事者が研修を修了した場合、必要な申請について＞

従事者と修了した研修	申請の種類
経過措置対象者が 第一号～第三号研修を修了した場合	新規申請
第三号研修修了者が 別の対象者の実地研修を修了した場合	新規申請
第三号研修修了者が 同一の対象者に対する別の行為の実地研修を修了した場合	変更届出 (認定を受けた特定行為の変更)
第三号研修修了者が第一号、第二号研修を修了した場合	新規申請
第二号研修修了者が 第一号研修を修了し、実施可能な行為が増えた場合	変更届出 (認定を受けた特定行為の変更)